

# 岐阜大学 学術データポリシー

令和6年9月26日 教育研究評議会承認

## (目的)

1. 岐阜大学（以下「本学」という。）は、岐阜大学の「理念と目標」並びに憲章に基づき、洗練された「人が育つ場」の中で、社会を牽引し、未来を創造しうる「学び、究め、貢献する」人材の輩出を使命とする。さらに、研究と教育に関する学術活動によって産み出された知的成果を蓄積し、それを地域に還元することで、「地域活性化の中核拠点」を目指す。

本ポリシーは、以上の理念のもと、本学における学術データの管理ならびに公開および利活用の原則を定める。

## (学術データの定義)

2. 本ポリシーが対象とする学術データは、本学における研究と教育に関する学術活動を通じて収集または生成されたデータをいう。

## (学術データの管理等)

3. 学術データの管理並びに公開及び利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令および本学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

## (大学構成員の責務)

4. 本学の構成員であって、研究または教育に携わる者（以下「大学構成員」という。）は、前項に掲げる範囲内において、学術データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

## (大学の責務)

5. 本学は、学術データの管理ならびに公開および利活用を支援する環境を整備し、大学構成員に提供する。